

# 令和 8 年度奥大和プロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本実施要領は、令和 8 年度奥大和プロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和 8 年度奥大和プロモーション業務

### (2) 目的

奥大和地域の自然や歴史、文化などの魅力を、「アウトドア・スポーツ」、「リフレッシュ」、「歴史」の 3 つの切り口で、WEB や SNS、メディアトリップ、セールスプロモーション等を通じて奥大和の魅力を発信することで、奥大和への興味・関心を喚起し、奥大和のブランド価値を高め、持続的な誘客と地域経済の活性化を図る。

### (3) 業務内容

- ① アウトドア・スポーツ
  - ア WEB・SNS 広告の実施
  - イ メディアトリップの実施
  - ウ 団体客誘致を目的としたセールスプロモーションの実施
  - エ 団体客誘致を目的としたファムトリップの実施
- ② リフレッシュ
  - ア WEB・SNS 広告の実施
  - イ ランディングページコンテンツの作成
- ③ 歴史
  - ア WEB・SNS 広告の実施
  - イ ランディングページコンテンツの作成
- ④ その他
- ⑤ 業務実施報告書の作成

※ 詳細は別紙「令和 8 年度奥大和プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に記載。

### (4) 委託料上限額

委託料は下記金額を限度とする。

金 20,000 千円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

### (5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 23 日（火）まで

## 3. 参加資格

単独又は共同提案によるものとする。

## (1) 単独提案の参加資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- ④ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- ⑤ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- ⑥ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目 Q5① 広告・イベント業務で登録されている者かつ Q 7④ 旅行業で登録されている者（企画提案書提出締切時点において、当該登録が認められている者）であること。
- ⑦ 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ ⑨及び⑩に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 同種業務を公告日から過去 5 年以内に国または地方公共団体（観光協会等も含む）受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※ 同種業務とは、地域の魅力を広く発信するプロモーション業務をいう。（メディアトリップや F A M トリップ等、報道関係者・旅行業関係者等を対象とした視察・体験を伴うプロモーション業務を含むこと。）

## (2) 共同提案の参加資格等

複数の事業者による共同提案（以下「JV」という。）を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず代表者を決め、構成企業の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式 1 - 2 - 1 若しくは 1 - 2 - 2）を提出すること。

※ 「分担履行型」（様式 1 - 2 - 1）… 1 つの業務について、さらに複数の細業務に分

- かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式
- 「共同履行型」(様式1-2-2) … 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式
- ② 1事業者が複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 代表者及び構成員が上記(1)①から⑤及び⑦から⑩の条件を満たしていること。
- ④ 代表者及び構成員のいずれかが上記(1)⑥及び⑪の条件を満たしていること。

## 4. 日程

令和8年3月26日(木)	公告
令和8年4月9日(木)	参加表明書等提出締切
令和8年4月13日(月)	質問書締切
令和8年4月17日(金)	企画提案書等提出締切
令和8年4月23日(木)	選定審査会開催(プレゼンテーション実施)
令和8年4月24日(金)	委託事業者決定

## 5. 手続き等

### (1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課  
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5  
TEL : 0744-48-3016  
FAX : 0744-48-3135

### (2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

#### ① 交付期間

令和8年3月26日(木) から4月9日(木) 午後3時まで

#### ② 交付場所

5の(1)の担当課にて配布又は「奈良県奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

### (3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

#### ① 提出期限

令和8年4月9日(木) 午後3時まで 【必着】

#### ② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

1) 参加意向申出書

(単独提案：様式1-1)

(共同提案：様式1-2、様式1-2別紙)

2) 会社概要(様式2)

※共同提案の場合は、全ての構成員について提出すること。

3) 類似業務受注実績(様式3)

※共同提案の場合は、代表者が提出すること。

4) 特定委託業務共同企業体協定書(様式1-2-1または様式1-2-2)

※共同提案の場合のみ提出すること。

#### (4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 受付期限

**令和8年4月13日(月)午後3時まで 【必着】**

② 質問方法

質問書(様式4)により担当課あてにFAXにて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容については、「奈良県奥大和地域活力推進課」のホームページに順次公表する。

#### (5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。

① 提出期限

**令和8年4月17日(金)午後3時まで 【必着】**

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

次に掲げる書類をA4片面で提出し、2)の企画提案書については**50頁**を限度とすること。なお、副本9部については提案者を判読できるような記載を削除すること。

- 1) 企画提案書表紙（様式5） 【原本1部】
- 2) 企画提案書（様式任意） 【原本1部 副本9部】

下記内容を必ず盛り込むこと。

- i. 業務実施方針
  - ・ 業務の実施方針および企画のポイントを記載すること。
- ii. スケジュール
  - ・ 業務完了までの具体的なスケジュール及び業務内容を記載すること。
- iii. 実施体制
  - ・ 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる実施体制について提案すること。
- iv. 地域の魅力を広く発信するプロモーション業務にかかる実績について
  - ・ 様式3に記載した同種業務のうち2例をピックアップし、「対象地域」「事業内容」「事業効果」を具体的に示すこと。
- v. WEB広告・SNS広告の実施【アウトドア・スポーツ】
  - ・ 主要ターゲット（近畿2府4県（奈良県を含む）及び三重県在住のアウトドア初心者・未経験者）に応じた広告掲載媒体（WEB、SNS等）を選定理由とともに提案すること。その他地域の在住者をターゲットとする場合は、その選定理由を併せて明示すること。
  - ・ 広告ごとに表示回数やクリック数等の目標数値を設定し、その目標達成につながる配信方法を提案するとともに、これらに要する費用を明示すること。
  - ・ 「アウトドア・スポーツのフィールド」としての奥大和の魅力を十分に表現し、効果的な誘客につながるWEB広告・SNS広告を提案すること。
- vi. メディアトリップの実施【アウトドア・スポーツツーリズム】
  - ・ 内容や実施時期、実施により得られる効果などを示し、具体的に提案を行うこと。
  - ・ また、メディアトリップでの招聘を想定するメディア等について、選定理由とともに提案すること。
- vii. 団体客誘致を目的としたセールスプロモーションの実施【アウトドア・スポーツ】
  - ・ 内容や実施時期、実施により得られる効果などを示し、具体的に提案を行うこと。
  - ・ セールスプロモーションを想定する企業等について、選定理由とともに提案すること。
  - ・ 過去に同様のセールスプロモーションを実施したことがある場合は、その内容と成果（どれだけ団体客を誘客できたか）について明示すること。
- viii. 団体客誘致を目的としたファムトリップの実施【アウトドア・スポーツ】
  - ・ 内容や実施時期、実施により得られる効果などを示し、具体的に提案を

行うこと。

- ・ 提案する手法が効果的な理由、他社にはない優位性・独自性があることを明示すること。
- viii. WEB 広告・SNS 広告の実施【リフレッシュ】
- ・ 「心身のリフレッシュに最適な場所」としての奥大和の魅力を十分に表現し、効果的な誘客につながる WEB 広告・SNS 広告を提案すること。
  - ・ 主要ターゲット（奈良県及び近隣府県の都市部（奈良市、大阪市、京都市など）在住の30代～50代の女性）に応じた広告掲載媒体（WEB、SNS 等）を選定理由とともに提案すること。その他地域の在住者をターゲットとする場合は、その選定理由を併せて明示すること。
  - ・ 広告ごとに表示回数やクリック数等の目標数値を設定し、その目標達成につながる配信方法を提案するとともに、これらに要する費用を明示すること。
- ix. ランディングページコンテンツの作成【リフレッシュ】
- ・ ランディングページの掲載内容・構成・デザイン等について概要案を具体的に提案すること。
  - ・ また、ユーザーに奥大和地域内のリフレッシュに適した場所や施設、アクティビティなどを認知させる手法や、WEB 広告・SNS 広告からの円滑な導線設計についても併せて示すこと。
- x. WEB 広告・SNS 広告の実施【歴史】
- ・ 「日本の歴史を学び、楽しむのに最適な場所」としての奥大和の魅力を十分に表現し、効果的な誘客につながる WEB 広告・SNS 広告を提案すること。
  - ・ 主要ターゲット（首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住の40代後半～60代男女）に応じた広告掲載媒体（WEB、SNS 等）を選定理由とともに提案すること。その他地域の在住者をターゲットとする場合は、その選定理由を併せて明示すること。
  - ・ 広告ごとに表示回数やクリック数等の目標数値を設定し、その目標達成につながる配信方法を提案するとともに、これらに要する費用を明示すること。
- xi. ランディングページコンテンツの作成【歴史】
- ・ ランディングページの掲載内容・構成・デザイン等について概要案を具体的に提案すること。
  - ・ また、ユーザーに日本の歴史や文化と奥大和の繋がりをわかりやすく伝えるとともに、奥大和地域内の神社仏閣、古墳、遺跡、歴史的な町並みなどのスポットを認知させる手法や、WEB 広告・SNS 広告からの円滑な導線設計についても併せて示すこと。
- xii その他
- ・ 上記 v～xi に加え、奥大和地域のブランド価値向上や誘客促進を推進していくにあたり有効であると思われる事業について提案を行うこと。

3) 実務実施体制（様式6） 【原本1部 副本9部】

4) 見積書（任意様式） 【原本1部 副本9部】

- ・ 宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

## (6) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、**令和8年4月17日（月）午後3時**までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

## 6. 委託事業者の選定

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最適な受託者として選定する。

※ 提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。但し、全ての審査項目について各審査員による合計点が、6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

※ 参加者が6者以上となった場合には、担当課が本実施要項で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された5者により、選考委員会において企画提案書等プレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、上位5者に入らなかった者に対しては事前に通知する。

① 審査予定日：**令和8年4月23日（木）（予定）**

② 場 所：奈良県橿原総合庁舎

③ 時 間：1 提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。  
プレゼンテーション（25分）、質疑応答（10分）

④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務に従事する実務担当者とする。

### (2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価を行い、事業者を選定する。

審査項目、審査観点及び配点		
審査項目	審査観点	配点
業務遂行能力	業務内容の理解度	・ 本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。 5

	等 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を確実に履行できる執行体制となっているか。</li> <li>・本業務のスケジュールは適切か。</li> </ul>	5
	実績 業務受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の受託実績があり、本業務の遂行にあたり有益な知見を備えているか。</li> <li>・同種業務の事業内容は、地域の魅力発信に資する充実した内容であり、十分な事業効果を得たものであるか。</li> </ul>	5
企画内容	企画提案内容	<p>(1) アウトドア・スポーツ ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告媒体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する広告媒体について、誘客ターゲットに効果的にアプローチできる媒体が選定されているか。</li> <li>・広告媒体の選定理由が具体的に明示されているか。</li> <li>・広告ごとの目標数値の設定は適切であり、達成のための手法は具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(1) アウトドア・スポーツ ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘客ターゲットが興味を持ち、思わずアクセス (クリック) したくなるような魅力的かつ訴求力の高い広告内容であるか。</li> <li>・「アウトドア・スポーツのフィールド」としての奥大和の魅力が伝わる内容となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(1) アウトドア・スポーツ ②メディアトリップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・招聘するメディア等について、誘客ターゲットに効果的にアプローチできるメディア等が選定されているか。</li> <li>・招聘するメディア等の選定理由が具体的に明示されているか。</li> <li>・行程および手法が具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。</li> </ul>	10
		<p>(1) アウトドア・スポーツ ③団体客誘致を目的としたセールスプロモーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥大和地域のアウトドア・スポーツ体験コンテンツを企業研修等で活用してもらうための具体的・効果的な手法が提案されているか。</li> <li>・セールスプロモーション先の選定理由が具体的に明示されているか。</li> <li>・過去に同様のセールスプロモーションを実施した実績があり、また、十分な成果を得たものであるか。</li> </ul>	15
		<p>(1) アウトドア・スポーツ ④団体客誘致を目的としたファミトリップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行程および手法が具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。</li> <li>・提案者の優位性、独自性が認められる提案がなされているか。</li> </ul>	5
		<p>(2) リフレッシュ ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告媒体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する広告媒体について、誘客ターゲットに効果的にアプローチできる媒体が選定されているか。</li> <li>・広告媒体の選定理由が具体的に明示されているか。</li> <li>・広告ごとの目標数値の設定は適切であり、達成のための手法は具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(2) リフレッシュ ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘客ターゲットが興味を持ち、思わずアクセス (クリック) したくなるような魅力的かつ訴求力の高い広告内容であるか。</li> <li>・「心身のリフレッシュに最適な場所」としての奥大和の魅力が伝わる内容となっ</li> </ul>	5

		ているか。	
		<p>(2) リフレッシュ ②ランディングページコンテンツの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥大和地域内のリフレッシュに適した場所や施設、アクティビティなどを認知させる内容となっているか。</li> <li>・利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすい構成・デザインとなっているか。</li> <li>・奥大和地域内の自治体や事業者等のウェブサイトへ円滑に遷移できるような導線設計となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(3) 歴史 ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告媒体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する広告媒体について、誘客ターゲットに効果的にアプローチできる媒体が選定されているか。</li> <li>・広告媒体の選定理由が具体的に明示されているか。</li> <li>・広告ごとの目標数値の設定は適切であり、達成のための手法は具体的かつ合理的な提案内容であり、実現可能性の高い提案となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(3) 歴史 ①WEB 広告・SNS 広告の実施 (広告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘客ターゲットが興味を持ち、思わずアクセス(クリック)したくなるような魅力的かつ訴求力の高い広告内容であるか。</li> <li>・「日本の歴史を学び、楽しむのに最適な場所」としての奥大和の魅力が伝わる内容となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(3) 歴史 ②ランディングページコンテンツの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の歴史や文化と奥大和との繋がりをわかりやすく伝える内容となっているか。</li> <li>・奥大和地域内の神社仏閣、古墳、遺跡、歴史的な町並みなどのスポットを認知させる内容となっているか。</li> <li>・利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすい構成・デザインとなっているか。</li> <li>・奥大和地域内の自治体や神社仏閣等のウェブサイトへ円滑に遷移できるような導線設計となっているか。</li> </ul>	5
		<p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書4(1)～(3)に記載の業務に加えて提案された内容は、奥大和地域のブランド価値向上や誘客促進を推進していくにあたり有効な内容であるか。</li> <li>・提案者の優位性、独自性が認められる提案がなされているか。</li> </ul>	5
経費	妥当性の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。</li> </ul>	10
合計			100

### (3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。個別の審査結果についての公表は行わない。

### (4) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### **(5) 契約保証金**

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## **7. その他**

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が企画提案書等の作成や提出に要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (4) 本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後にお

いては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (6) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。